

シートベルト装置についての当社指針

平成 29 年 10 月 22 日

株式会社マリカー

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

各お取引先様には日頃、格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

以前より、当社の提供している公道カート「MariCAR」において、シートベルト着用の有無について検討を行っておりますが、当社としての指針を定めましたので、ご報告致します。

現行法（道路交通法・道路運送車両法等）において、「MariCAR」を含む全てのミニカー登録車両へのシートベルトの搭載及び着用は義務付けられておりません。

平成 24 年度第 1 回車両安全対策検討会（平成 24 年 6 月 26 日）においても議題となりましたが、原動機付四輪自転車へのシートベルト設置については「ベルト着用時の方が、死亡重傷率が高い」といったデータもあり、一概にシートベルトの着用が安全であるとは言えないものと考えております。当社としても、以前よりレーシング界の専門家である GT チームや F1 選手等の方々にも独自でヒアリング調査を実施して参りましたが、車室構造（オーバーフレーム構造）を持たないゴーカート状の車両について、シートベルトの着用は危険であるとの見解が多く、シートベルトの搭載については見送って参りました。

そのような中、平成 29 年度第 1 回車両安全対策検討会（平成 29 年 6 月 23 日）において、四輪原動機付自転車安全対策 WG を置くなどして、安全対策について検討が始まっております。車両メーカーである当社としては、安全基準が制定されることについて大きく歓迎しており、その指針が示され次第、その安全基準に合わせた運用を行っていく所存です。

一方で、その検討会による指針が定まっていない現段階においては、当社としては、昭和 59 年 10 月 16 日に業界団体に向けて通知された「原動機付三・四輪自転車の構造・装備に係る技術基準について」（地技第 85 号の 2・地審 280 号の 2）に従い、「乗車人員が容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができる二点式又は三点式の座席ベルト」の搭載ができるようにすることと致しました。

それに伴い、平成 29 年 5 月 4 日付けで取引先各位お伝えしました「MariCAR 用シートベルト」について、注文を 11 月 1 日より受け付けを開始致します。（11 月中の注文については年内の納品を予定）

ただし、車室構造（オーバーフレーム構造）を持たない車両については、シートベルトを着用しますと危険を伴う場合があることを十分にご理解頂いた上で、道路交通法に従って運用頂ければと思います。